

平成23年度「低炭素型自動車交通推進事業費補助金」に係る
補助事業者(執行団体)の公募要領

平成23年3月1日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー対策課
国土交通省自動車交通局
旅客課
貨物課

平成23年度「低炭素型自動車交通推進事業費補助金」に係る補助事業者(トラック分野、バス分野 各1者)を公募します。

なお、この公募は、平成23年度予算が成立すること等を前提に募集の手続きを行うものです。

注:本公募は、事業者へ補助金を交付する執行団体を公募するものです。

1. 事業内容

運輸部門の省エネルギーの推進を図るため、輸送の効率化等の取組(※1)を行う自動車運送事業者等に対して補助金を交付する事業(※2)です。(別紙 参照)

※1 輸送の効率化等の取組

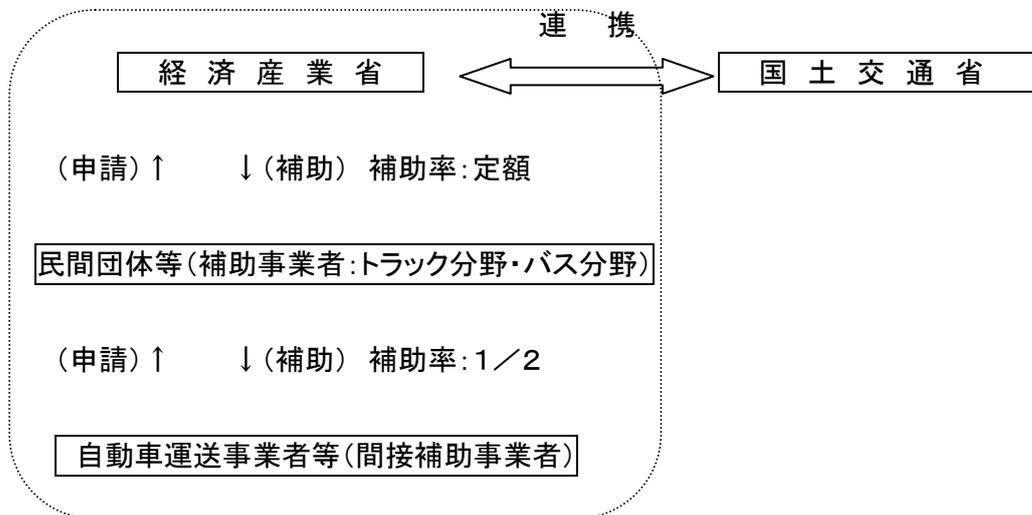
【トラック分野】

- ・貨物自動車輸送効率化実証事業
貨物自動車運送事業の輸送効率化に資する総合的な取り組みの実証事業。
- ・低炭素型エネルギー活用促進実証事業
環境に優しい低炭素型エネルギーを活用した実証事業。
- ・エコドライブ推進普及啓発事業
トラック事業協同組合等が行う複数事業者に対するエコドライブの普及啓発事業。

【バス分野】

- ・低炭素型旅客自動車交通利用促進事業
一定地域においてマイカー利用から乗合バス等利用への転換による具体的な削減目標を設定し、利用促進に関する取組みを総合的に講じる事業。

※2 交付スキーム



2. 応募資格

次の(1)～(3)までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

- (1) 本補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有すること。
- (2) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

3. 公募期間

- (1)平成23年3月1日(火)～平成23年3月23日(水)17:00 (郵送の場合は必着)

※補助事業者の決定については、平成23年3月下旬を予定。

- (2)公募期間中に本補助事業の内容等に関する説明会を実施します。

平成23年3月7日(月)10:30～

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省別館11階 1002会議室

4. 応募に必要な書類

別添様式に従い、以下の資料又はこれに準ずる資料を資源エネルギー庁省エネルギー対策課まで持参又は郵送にて提出してください。

- (1) 企業・団体概要、直近の決算報告書等(経営基盤が確認できるもの)

- (2) 当該事業に関連した事業の実績
- (3) 事業の実施体制に関する説明書

- (4) 本事業の実施計画書
 - ・ 間接補助事業の交付要件(対象者、補助対象経費、補助金上限額 等)
 - ・ 間接補助事業者の募集方法、申請方法及び審査・採択方法
 - ・ 実施スケジュール
- (5) 補助事業の支出計画書
- (6) 事業の効果の把握及び評価に関する説明書
- (7) その他必要な事項(事業実施時に入手した機密情報の管理に関する説明 等)

※応募分野(トラック分野、バス分野)毎に提出してください。

※応募書類は、A4サイズとし、2部(正 1部、写 1部)提出すること。

※応募書類や追加資料は、審査のみに限定使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

5. 審査・公表

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

また、採択の問い合わせについては、後日、資源エネルギー庁ホームページ等で公表することとし、個別の問い合わせには応じないことをご了解ください。

6. その他

(1)本補助金の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び本補助金交付要綱等の関係法令等に基づき行うものです。

(2)交付決定の際に、事業内容、積算等について協議する場合があります。

7. 担当部署

【経済産業省】

(トラック分野・バス分野)

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

担当: 佐竹、秋山

電話 03-3501-9726

FAX 03-3580-8439

※郵送の場合は、封書の宛名面に「低炭素型自動車交通推進事業費補助事業

応募書類」と明記してください。

【国土交通省】

(1)トラック分野

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省 自動車交通局 貨物課

担当： 豊田、土肥

電 話 03-5253-8575

FAX 03-5253-1637

(2)バス分野

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省 自動車交通局 旅客課

担当： 佐々木、金子

電 話 03-5253-8568

FAX 03-5253-1636

事業概要

【トラック分野】

1. 補助事業

(1) 補助事業予定額 約 16.6億円

- ・貨物自動車輸送効率化実証事業
- ・低炭素型エネルギー活用促進実証事業
- ・エコドライブ推進普及啓発事業

※事業予定額は、今後 平成23年度予算が成立すること等を前提とするもので、現時点での予定額です。

(2) 補助対象経費

① 事業費

低炭素型自動車交通推進事業(自動車運送事業者等が行う輸送の効率化等の取組に要する経費の一部補助)実施に要する経費

② 業務管理費

労務費、審査委員会費、募集説明会費、旅費、通信費等 その他事業を行うため特に必要な経費

※労務費単価は、健保等級を用いて経済産業省が別途定める労務単価を適用。

※業務管理費の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額の取扱いについては、応募団体毎に個別相談。

(3) 補助率: 定額

(4) 事業実施期間

交付決定日～平成24年3月31日(原則、単年度事業)

2. 間接補助事業(予定)

(1) 貨物自動車輸送効率化実証事業及び低炭素型エネルギー活用促進実証事業

① 対象事業者

貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、トラック事業協同組合
※これらの者との共同実施も可能。

② 補助対象経費(消費税及び地方消費税額は対象外)

当該実証事業の実施に必要な経費(設計費、設備費・工事費、実証事業に係る経費)

、省エネ効果測定費、運行経費 等)

③補助金額

補助対象経費に1/2を乗じた金額。上限 1億円。

④募集方法

公募により実施

(2)エコドライブ推進普及啓発事業

①対象事業者

複数の貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、トラック事業協同組合等

②補助対象経費(消費税及び地方消費税額は対象外)

当該普及啓発事業の実施に必要な経費(講習会開催費、燃料データベース開発費、設等)

③補助金額

補助対象経費に1/2を乗じた金額。

④募集方法

公募により実施

【バス分野】

1. 補助事業

(1)補助事業予定額 約 1.4億円

・低炭素型旅客自動車交通利用促進事業

※事業予定額は、今後 平成23年度予算が成立すること等を前提とするもので、現時点での予定額です。

(2)補助対象経費

①事業費

低炭素型自動車交通推進事業(自動車運送事業者等が行う輸送の効率化等の取組に要する経費の一部補助)実施に要する経費

②業務管理費

労務費、審査委員会費、募集説明会費、旅費、通信費等 その他事業を行うため
特に必要な経費

※労務費単価は、健保等級を用いて経済産業省が別途定める労務単価を適用。

※業務管理費の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額の取扱いについては、応募団体毎に個別相談。

(3)補助率:定額

(4)事業実施期間

交付決定日～平成24年3月31日(原則、単年度事業)

2. 間接補助事業(予定)

①対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者等

※一般乗合旅客自動車運送事業者と共同実施する者も可能。

②補助対象経費(消費税及び地方消費税額は対象外)

当該事業の実施に必要な経費(設計費、設備費・工事費、省エネ効果測定費、運行経費 等)

③補助金額

補助対象経費に1/2を乗じた金額。

④募集方法

公募により実施